令　和　8　年　11　月　20　日

農林水産省大臣官房参事官（経理）

指名停止措置の概要

1　指名停止の措置を受けた者及び住所

有限会社スギショー
大分県由布市湯布院町下湯平2398

2　指名停止の期間及び措置対象区域

令和　8　年 11 月 20 日 ～ 令和　9　年　2　月 19 日　（　3 ヵ月　）

東海区域（岐阜県、愛知県、三重県）

3　指名停止理由

有限会社スギショーは、農林水産省東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所発注の工事において落札決定者となったが、配置予定の主任技術者を確保できなくなったことを理由として、令和8年11月４日に契約締結を辞退した。

このことが、「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年5月１日付け59経第779号農林水産大臣官房経理課長通知)別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

4　農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）

（農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領）
別表第2　贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措　置　要　件	期間及び措置対象区域
（不正又は不誠実な行為） 15　別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 当該区域を対象として 1ヵ月以上9ヵ月以内